

平成25年

第3回定例会

会議録

(第1号)

ホームページ用

平成25年 9月10日

平成25年第3回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成 25 年 9 月 10 日 (火) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会 期 の 決 定

[議 長 諸般の報告]

日程第3 閉会中の継続調査の申し出について

[町 長 行政報告]

日程第4 一 般 質 問

日程第5 報告第 1号 平成 2 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第6 報告第 2号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

日程第7 報告第 3号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

日程第8 報告第 4号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

日程第9 認定第 1号 平成 2 4 年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第 2号 平成 2 4 年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第 3号 平成 2 4 年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 4号 平成 2 4 年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 5号 平成 2 4 年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 6号 平成 2 4 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 7号 平成 2 4 年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第 8号 平成 2 4 年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第17 認定第 9号

平成24年度江差町水道事業会計決算の認定について

◎ 出席議員（12名）

議	長	打越 東 亜 夫
副	議	室 井 正 行
議	員	小 笠 原 満
	〃	薄 木 晴 午
	〃	飯 田 隆 一
	〃	小 野 寺 真
	〃	小 笠 原 淳 夫
	〃	横 山 敬 三
	〃	若 山 明 廣
	〃	大 門 和 子
	〃	萩 原 徹
	〃	小 林 栄 治

◎ 欠席議員（0名）

◎ 出席説明者

町	長	濱 谷 一 治
副	町	長 谷 川 篤
教	育	長 新 木 秀 幸
総	務 財 政 課	長 澤 口 純 一
政	策 推 進 課	長 田 畑 明
税	務 課	長 清 水 直 樹
健	康 推 進 課	長 高 橋 勝 則
町	民 福 祉 課	長 太 田 誠
環	境 住 宅 課	長 結 城 孝 好
建	設 水 道 課	長 大 坂 敏 文
追	分 商 工 観 光 課	長 大 杉 則 明
農	林 水 産 課	長 福 島 平
ひ	の き 荘 荘	長 広 島 良 二
学	校 教 育 課	長 木 村 晃
社	会 教 育 課	長 小 田 島 訓
総	務 財 政 課 総 務 係	長 斉 藤 敏 己

(議会事務局)

局
書

長
記

松 尾 幸 春
秋 山 悦 子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます、ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただいまから、平成25年第3回江差町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、大門議員、室井議員
を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託され
ておりますので委員長の報告を求めます。
「飯田委員長」

「飯田委員長」(報告)

それでは報告を申し上げます。議会運営委員会からの報告でございます。
当委員会は8月29日、9月2日の2日間委員会を開催し、町理事者の出席
を求め、今定例会に提示される議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営
について協議をいたしました。

今定例会には25年度補正予算が一般会計・特別会計合わせて3件。条例の
改正が3件、平成24年度会計決算認定9件、報告4件、人事案件2件、委員
会報告2件、議員発議9件。一般質問は4名の通告であります。詳細につつま
してはお手元に配布しております通り、報告書の通りでございます。以上の内
容を踏まえまして会期を9月10日から12日までの3日間とし、今定例会に
上程されております平成24年度江差町各会計決算認定につきましては、本会
議を休会した上で決算審査特別委員会に移行し、審査を行う事といたします。

一般質問についてはこれまでと同様に一問一答方式で行う事といたしました。
質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制といたします。質問答
弁については1回目の答弁、質問答弁については演壇により行い、再質問以降
は議員は同じく演壇で理事者においては自席で行う事といたします。また、理
事者においては議員からの質問に対しまして議長の許可を得て反問する事を出

来る事といたします、それに要する時間は60分の制限時間外といたします。
以上議会運営委員会に協議した結果を報告いたします。

(議長)

以上で報告が終わりました。

おはかりします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告の通りにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日から9月12日までの3日間とし、本日上程されている平成24年度江差町各会計決算認定議案が上程された後、議会を休会し決算特別委員会に移行し、審査を実施し特別委員会終了をもって議会を再開する事といたします。

一般質問については一問一答方式で行い1回目の質疑、答弁については、演壇により行い、再質問以降については、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員からの質問質疑に対して、議長の許可を得て、反問できることとし、それに要する時間は、60分以内の制限時間外とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、閉会中の継続調査の申し出について議題といたします。

社会文教常任委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布の通り継続調査の申し出がありました。委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査にしたいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とする事に決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますのでこれを許可いたします。

「町 長」

「町 長」(行政報告)

おはようございます。はじめに集中豪雨等による災害状況についてご報告を申し上げます。

去る8月18日に道南地域を襲った記録的な集中豪雨は、江差町においても同日午前9時過ぎからの1時間降水量で34.5ミリを観測し、特に町内北部地区が局地的な豪雨にさらされたところでございます。早朝から職員が出動し、パトロールや情報収集に努め、更に住民からの通報、土嚢等の要請に逐一对応して参りました。

被害状況でございますが、愛宕町の国道227号線の法面崩落により、午前11時過ぎまで1時間程度の交通規制が行われました。朝日町において床下浸水が1棟ございました。また、厚沢部町から通水しております小黒部地区67世帯が断水し、24時間後の19日午後3時に復旧しております。

町有管理施設棟の被害状況でございますが、お手元に関連する資料を配布しております。町道の路面土砂流出、路面洗掘等を、洗掘を12路線で確認しており、河川につきましては、泊川と小黒部川の2河川に被害が及んでおり、特に小黒部川につきましては、ブロック護岸が長さ20mに渡って決壊したところでございます。また、かもめ島中央くびれ部遊歩道の一部の決壊が確認され、安全確保の為、早急に適切な工法での復旧工事を実施いたします。

農業関連の被害状況でございますが、田畑作物の冠水、倒状による被害面積が17.5ヘクタール、農家14戸に及んだところであります。作物種別では、水稻、豆類、かぼちゃ、ブロッコリー、馬鈴薯、そば等で、被害額は、8月28日現在の調査報告で905万円となったところでございます。この内、ブロッコリーの被害額が約590万円と推計しております。さらに、農道の被害でございますが、下小黒部ダム農道で道路及び法面の決壊と道路横断管の損壊が確認されております。

更に、8月23日の豪雨による被害状況でございますが、同日午後12時過ぎに1時間降水量で27.5ミリを観測し、陣屋町303番地の4の法面が7.2平方メートル、7.2m四方に渡って崩落し、住宅1棟の壁に土砂の流出が

あったものでございます。幸い大事には至らなかったわけではありますが、早急に土砂の除去と応急工事を施したところでございます。なお、この住宅の住人1名につきましては、翌日の降水量から避難させるべきと判断し、本人の了解を得て、親戚宅へ避難して頂いたところでございます。

今回の一連の豪雨による土木関連の被害額につきましては、一部復旧工事分は調査中であり除かれておりますが、農道を含め1,027万円となり、今議会に補正をお願いしているところであります。

関連いたしまして、8月9日早朝に発生した落雷被害についてでございますが、この落雷について、上ノ国ダム導水管緊急遮断弁室の無停電装置及び排気ファンの故障、東山低区配水地の通信回線用ヒューズの溶断、五厘沢浄水場の通信回線用のヒューズ溶断及び次亜鉛酸注入ポンプ制御コントロールの故障が確認されております。避雷装置の設置はしているものの、この性能をはるかに超える電雷であったことから、設備に損傷を生じたものでございます。現段階でこれらの故障による給水障害は生じておりませんが、修理費用は、496万円を見込んでおりますが、保険対象であり既存予算で対応することとしております。

また、8月16日の落雷により、砂川浄水場の機器に故障が発生しております。詳細については、現在調査中でございます。

以上、災害状況についてご報告申し上げましたが、幸いにも人的被害はございませんでした。今後も、災害に強い町づくり、安心安全の町づくりに鋭意努めて参りたいと思っております。

次に道南圏域における「定住自立圏構想」についてでございます。

定住自立圏構想は、総務省が平成20年に制度化したもので、地方から大都市への人口流出を抑制する為、地域全体で医療・福祉・教育など生活機能の強化、地域内外の住民の交流、人口定住に必要な生活機能の確保などに取り組む施策でございます。

人口が5万人程度以上で都市機能を有する都市が中心市となり、周辺の市町村と役割分担を行いながら、相互に連携することにより圏域全体の活性化を図るための広域行政の新たな取り組みであります。

この「定住自立圏構想」について、昨年11月、函館市を含む、渡島・檜山管内18市町と渡島総合振興局、檜山振興局において検討を進めて参りましたが、先般、中心市となる函館市がこの度の9月定例会最終日において「中心都市宣言」を行うとの報告を受けたところでございます。

函館市の中心市宣言により具体的な取り組みが開始されますが、道南の周辺市町においては12月定例会において「定住自立圏形成協定の議決」に関する条例を提案させて頂く予定であり、また、平成26年3月定例会には協定項目

の締結にかかる提案という流れになる訳でございます。

中心市となる函館市と協定を結ぶ道南周辺市町の連携項目は、ドクターヘリ運行を始めとする6項目が想定されており、平成26年9月を目途に、定住自立圏形成における「圏域共生ビジョン」の策定を行う予定であります。

加えて、共生ビジョンに基づく事業等に関して対して、中心市となる函館市には年間4,000万円程度、周辺市町の17市町にそれぞれ1,000万円を上限に、特別交付税措置がなされる事からも、この制度を活用したところがあります。

函館市の中心都市の動きに合わせ、定住自立圏構想について行政報告させていただきますが、詳細等については12月定例会に予定してございます条例提案の際に改めてご説明をさせていただきますと存じます。

次に行旅死亡人についてご報告申し上げます。

平成25年8月11日午前0時頃、かもめ島西防波堤の海上で発見された男性遺体について、江差警察署において身元確認の為、検視及び指紋の照会等の捜査を行いました。身元が判明しなかった為、平成25年8月21日に戸籍法第92条第1項の、第1項及び死体取扱規則第9条の規定により報告がありましたので、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定による行旅死亡人として、同日に遺体及び所持金品の引き取りを行いました。引き取った遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条の規定により、当町で火葬に付し、遺骨を町内の阿弥陀寺において仮安置をし、平成25年9月11日に同法第9条の規定により官報において公告を行いましたので報告をいたします。

なお、同法第9条の規定により官報に公告後、11月9日で60日経過し、身元判明に至らなかった場合、遺骨については、同寺院内において手厚く供養して頂く事となっております。

最後に寄付採納についてご報告申し上げます。2件の寄付採納についてでございます。

最初に、平成25年7月11日、「札幌市の公益財団法人日本公衆電話会 北海道統括支部長 前川二郎」様より、子ども達に「一人ひとりが社会の一員という気持ちを持って、安全で安心できる町づくりに取り組んで欲しい」という思いからの整理した「こども手帳、ぼくも、わたしも社会の一員」という手帳を250冊のご寄贈を頂きました。

町内3小学校の4年生から6年生の児童と担任教員に配布し、活用させていただきます。

次に、平成25年9月9日、江差町字本町132番地「江差信用金庫理事長 藤谷直久」様より、江差信用金庫設立90周年の記念事業として、本支店のある市町村に対し、「厚沢部産道南杉 木製ベンチ一脚」時価4万2千円相当のご

寄贈がありました。

ご寄贈頂きました「木製ベンチ」につきましては、江差追分会館に設置をさせて頂き、江差追分愛好者や観光客に利用して頂く事と考えております。

以上のご寄付がありました事をご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚く御礼を申し上げ、行政報告を終わらせて頂きます。ありがとうございます。

(議長)

以上で行政報告を終わります。